

事 務 連 絡  
平成21年4月28日

(社) 日本医薬品卸業連合会 担当者 様

厚生労働省医政局経済課

### 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について

WHOのフェーズ4宣言を受け、4月28日新型インフルエンザ感染症の発生を正式に宣言したところですが、これに伴い、政府に新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応を図っているところであります。

今後、各医療機関から抗インフルエンザ薬の卸売販売業者に対して、多くの発注が予想されます。

しかし、各医療機関が大量に発注をすると、偏在が発生する可能性があることから、貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に協力いただきたく、下記の事項につき、貴会所属の会員に周知されるようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

### 記

1. 今後抗インフルエンザ薬の発注をする際には、製造販売業者と数量、納入時期等を調整した上で行うこと。
2. 卸売業者が過剰な在庫を抱えることの無いよう、管内医療機関からの要望を踏まえた、適切な発注とすること。
3. 製造販売業者との連絡を密にし、抗インフルエンザウイルス薬の在庫については、毎日製造販売業者に報告すること。
4. 医療機関等において診療に支障を来す場合を除いて、抗インフルエンザウイルス薬を分割して納入すること。